

第六号議案

大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年二月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 工藤利明

大分県立スポーツ施設利用規則の一部を改正する規則

大分県立スポーツ施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表の大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の項中「大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）を「大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）」に改める。

第三条第二項中「総合体育館」を「フェンシング場」に改める。

第四条第一項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可申請書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可申請書」に改め、同条第二項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書」に改める。

第五条中「総合体育館の柔道場、剣道場、トレーニングルーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール又は」及び「、卓球を行うために大体育室、小体育室又は剣道場を個人で利用する場合及びバドミントンを行うために大体育室又は小体育室を個人で利用する場合」を削る。

第六条第一項中「総合体育館の」を「フェンシング場の」に、「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書」に改め、同条第二項中「又は総合体育館のトレーニングルーム」を削る。

第七条第一項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書」に改め、同条第二項中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書」を「フェン

ング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認書」に改める。

第八条中「総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用中止届」を「フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用中止届」に改める。

第二号様式中「大分県立総合体育館利用許可申請書」を「大分県立フェンシング場利用許可申請書」に、「大分県立総合体育館の」を「大分県立フェンシング場の」に改める。

第五号様式中「大分県立総合体育館利用許可書」を「大分県立フェンシング場利用許可書」に、「大分県立総合体育館の」を「大分県立フェンシング場の」に改める。

第八号様式中「大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書」を「大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書」に改める。

第十一号様式中「大分県立総合体育館利用許可変更承認書」を「大分県立フェンシング場利用許可変更承認書」に改める。

第十四号様式中「大分県立総合体育館利用中止届」を「大分県立フェンシング場利用中止届」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

提案理由

県立総合体育館の体育館施設を廃止することに伴い、規定を整備する必要があるので提案する。

大分県立スポーツ施設利用規則（昭和五十四年大分県教育委員会規則第二号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

b

| 改正案 | | 現行 | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|------|------------------------------------|-----------------|------------------------------|-----------------|------------------------------|--------------|---|--------|------|------------------------------------|-----------------|--------------------------|-----------------|------------------------------|--------------|
| <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (利用時間)</p> <p>第二条 スポーツ施設の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>スポーツ施設</th> <th>利用時間</th> </tr> <tr> <td>大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）</td> <td>午前九時から午後十時まで</td> </tr> </table> <p>第三条 (休業日)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 フェンシング場の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第四条 (利用許可の申請等)</p> <p>第四条 スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）を利用しよう</p> | スポーツ施設 | 利用時間 | 大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | 大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | 大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。） | 午前九時から午後十時まで | <p>第一条 (略)</p> <p>第二条 (利用時間)</p> <p>第二条 スポーツ施設の利用時間は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <th>スポーツ施設</th> <th>利用時間</th> </tr> <tr> <td>大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）</td> <td>午前八時三十分から午後九時まで</td> </tr> <tr> <td>大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。）</td> <td>午前九時から午後十時まで</td> </tr> </table> <p>第三条 (休業日)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 総合体育館の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>第四条 (利用許可の申請等)</p> <p>第四条 スポーツ施設（設備を含む。以下同じ。）を利用しよう</p> | スポーツ施設 | 利用時間 | 大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | 大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | 大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。） | 午前九時から午後十時まで |
| スポーツ施設 | 利用時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分県立フェンシング場（以下「フェンシング場」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。） | 午前九時から午後十時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ施設 | 利用時間 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分県立武道スポーツセンター（以下「武道スポーツセンター」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。） | 午前八時三十分から午後九時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 大分県立庄内屋内競技場（以下「庄内屋内競技場」という。） | 午前九時から午後十時まで | | | | | | | | | | | | | | | | |

とするものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書（第一号様式）により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可申請書（第二号様式）により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書（第三号様式）により、指定管理者に利用の許可を申請しなければならない。

2 指定管理者は、スポーツ施設の利用を許可するときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書（第四号様式）を、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書（第五号様式）を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可書（第六号様式）を申請者に交付するものとする。

（個人利用）

第五条 前条の規定にかかわらず、武道スポーツセンターの武道場又はトレーニングルームを個人で利用する場合及び卓球又はバドミントンを行うために多目的競技場を個人で利用する場合並びに

フェンシング場を個人で利用する場合

の手続については、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

（使用料の納期）

第六条 武道スポーツセンター又はフェンシング場の利用の許可を受けたものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書の交付を受ける際、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可書の交付を受

とするものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可申請書（第一号様式）により、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可申請書（第二号様式）により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可申請書（第三号様式）により、指定管理者に利用の許可を申請しなければならない。

2 指定管理者は、スポーツ施設の利用を許可するときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書（第四号様式）を、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書（第五号様式）を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可書（第六号様式）を申請者に交付するものとする。

（個人利用）

第五条 前条の規定にかかわらず、武道スポーツセンターの武道場又はトレーニングルームを個人で利用する場合及び卓球又はバドミントンを行うために多目的競技場を個人で利用する場合並びに総合体育館の柔道場、剣道場、トレーニングルーム、クライミングウォール、ボルダリングウォール又はフェンシング場を個人で利用する場合、卓球を行うために大体育室、小体育室又は剣道場を個人で利用する場合及びバドミントンを行うために大体育室又は小体育室を個人で利用する場合の手続については、指定管理者が教育委員会の承認を受けて別に定めるところによる。

（使用料の納期）

第六条 武道スポーツセンター又は総合体育館の利用の許可を受けたものは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可書の交付を受ける際、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可書の交付を受

ける際条例第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会が指定する日までに納入することができる。

2 回数券により武道スポーツセンターのトレーニングルームを利用しようとする者は、回数券の発行を受ける際条例第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。

(利用許可の変更の承認の申請等)

第七条 スポーツ施設の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該許可の内容を変更しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書(第七号様式)により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認申請書(第八号様式)により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書(第九号様式)により、指定管理者に変更の承認の申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書(第十号様式)を、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用許可変更承認書(第十一号様式)を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書(第十二号様式)を利用者に交付するものとする。

(利用の中止届)

第八条 利用者は、スポーツ施設の利用を中止しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用中止届(第十三号様式)により、フェンシング場にあつては大分県立フェンシング場利用中止届(第十四号様式)

ける際条例第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、教育委員会が指定する日までに納入することができる。

2 回数券により武道スポーツセンターのトレーニングルーム又は総合体育館のトレーニングルームを利用しようとする者は、回数券の発行を受ける際条例第十三条に規定する使用料を納入しなければならない。

(利用許可の変更の承認の申請等)

第七条 スポーツ施設の利用の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、当該許可の内容を変更しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認申請書(第七号様式)により、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書(第八号様式)により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認申請書(第九号様式)により、指定管理者に変更の承認の申請をしなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用許可変更承認書(第十号様式)を、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用許可変更承認書(第十一号様式)を、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用許可変更承認書(第十二号様式)を利用者に交付するものとする。

(利用の中止届)

第八条 利用者は、スポーツ施設の利用を中止しようとするときは、武道スポーツセンターにあつては大分県立武道スポーツセンター利用中止届(第十三号様式)により、総合体育館にあつては大分県立総合体育館利用中止届(第十四号様式)

により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用中止届（第十五号様式）により、直ちに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第九条～第十二条（略）

第一号様式（略）

第二号様式

第2号様式（第4条関係）

大分県立フェンシング場利用許可申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立フェンシング場の施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

| | | | | | |
|--------------|----------|----------------|----------|------------|-----------|
| 利用施設名 | | | | | |
| 利用設備 | | | | | |
| 利用の目的 | | | | | |
| 利用の日時 | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分～ | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分 | 午後 時 分 |
| 利用責任者の住所及び氏名 | | | | | 電話番号（ ） ー |
| 入場料等の徴収の有無 | 有 無 | 入場料等の 種類及び額 | 円 | 入場予定 人数 | 延 人 |
| ※許可年月日 | 年 月 日 | ※許可番号 | 第 | 号 | |
| ※使用料 | 円 | 種算内訳 | | | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

により、庄内屋内競技場にあつては大分県立庄内屋内競技場利用中止届（第十五号様式）により、直ちに、指定管理者にその旨を届け出なければならない。

第九条～第十二条（略）

第一号様式（略）

第二号様式

第2号様式（第4条関係）

大分県立総合体育館利用許可申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

下記のとおり大分県立総合体育館の施設を利用したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第1項の規定により申請します。

記

| | | | | | |
|--------------|----------|----------------|----------|------------|-----------|
| 利用施設名 | | | | | |
| 利用設備 | | | | | |
| 利用の目的 | | | | | |
| 利用の日時 | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分～ | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分 | 午後 時 分 |
| 利用責任者の住所及び氏名 | | | | | 電話番号（ ） ー |
| 入場料等の徴収の有無 | 有 無 | 入場料等の 種類及び額 | 円 | 入場予定 人数 | 延 人 |
| ※許可年月日 | 年 月 日 | ※許可番号 | 第 | 号 | |
| ※使用料 | 円 | 種算内訳 | | | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

第三号様式・第四号様式（略）
第五号様式

第5号様式（第4条関係）

大分県立フェンシング場利用許可書

第 年 月 日 号

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立フェンシング場の利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

| | | | | | |
|--------------|-----------|---------------------------------|---|----------|--------|
| 利用施設名 | | | | | |
| 利用設備 | | | | | |
| 利用の目的 | | | | | |
| 利用の日時 | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分 | ～ | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分 |
| 利用責任者の住所及び氏名 | 電話番号（ ） ー | | | | |
| 入場料等の徴収の有無 | 有 無 | 入場料等の種類及び額 | 円 | 入場予定人数 | 延 人 |
| 使 用 料 | 円 | 種算内訳 〔附属設備使用料については、別途通知します。〕 | | | |
| 使用料納付期限 | 年 月 日まで | | | | |
| 許 可 条 件 | | | | | |

第三号様式・第四号様式（略）
第五号様式

第5号様式（第4条関係）

大分県立総合体育館利用許可書

第 年 月 日 号

殿

印

年 月 日付けで申請のあった大分県立総合体育館の利用については、大分県立スポーツ施設利用規則第4条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

| | | | | | |
|--------------|-----------|---------------------------------|---|----------|--------|
| 利用施設名 | | | | | |
| 利用設備 | | | | | |
| 利用の目的 | | | | | |
| 利用の日時 | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分 | ～ | 年 月 日 曜日 | 午前 時 分 |
| 利用責任者の住所及び氏名 | 電話番号（ ） ー | | | | |
| 入場料等の徴収の有無 | 有 無 | 入場料等の種類及び額 | 円 | 入場予定人数 | 延 人 |
| 使 用 料 | 円 | 種算内訳 〔附属設備使用料については、別途通知します。〕 | | | |
| 使用料納付期限 | 年 月 日まで | | | | |
| 許 可 条 件 | | | | | |

第六号様式・第七号様式（略）
第八号様式

第8号様式（第7条関係）

大分県立フェンシング施設利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

| | | | |
|--------|-------|-------|-----|
| 利用の目的 | | | |
| 変更の内容 | | | |
| 変更の理由 | | | |
| ※承認年月日 | 年 月 日 | ※承認番号 | 第 号 |
| ※使用料 | 円 | | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

第六号様式・第七号様式（略）
第八号様式

第8号様式（第7条関係）

大分県立総合体育館利用許可変更承認申請書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名
〔団体にあつては、その
名称及び代表者の氏名〕
郵便番号
電話番号（ ） ー

年 月 日付け 第 号で許可のあつた施設の利用について、下記のとおり変更したいので、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第1項の規定により申請します。

記

| | | | |
|--------|-------|-------|-----|
| 利用の目的 | | | |
| 変更の内容 | | | |
| 変更の理由 | | | |
| ※承認年月日 | 年 月 日 | ※承認番号 | 第 号 |
| ※使用料 | 円 | | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

第九号様式・第十号様式（略）
 第十一号様式

第11号様式（第7条関係）

大分県立フェンシング場利用許可変更承認書

第 年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

| | | | |
|---------|---------|-------|-----|
| 利用の目的 | | | |
| 変更の内容 | | | |
| 使用料 | 納付済額 | 今回納付額 | 備 考 |
| | 円 | 円 | |
| 使用料納付期限 | 年 月 日まで | | |
| 許可条件 | | | |

第九号様式・第十号様式（略）
 第十一号様式

第11号様式（第7条関係）

大分県立総合体育館利用許可変更承認書

第 年 月 日

殿

印

年 月 日付けで申請のあった施設の利用の変更については、大分県立スポーツ施設利用規則第7条第2項の規定により、下記のとおり承認します。

記

| | | | |
|---------|---------|-------|-----|
| 利用の目的 | | | |
| 変更の内容 | | | |
| 使用料 | 納付済額 | 今回納付額 | 備 考 |
| | 円 | 円 | |
| 使用料納付期限 | 年 月 日まで | | |
| 許可条件 | | | |

第十五号様式(略)

第14号様式(第8条関係)

大分県立フェニシング場利用中止届

年 月 日

殿

住 所

申請者 氏 名
 [団体にあっては、その
 名称及び代表者の氏名]
 郵便番号
 電話番号() —

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

| | | | |
|------------|------------------|-----------------|--------|
| 利用の目的 | | | |
| 利用許可期間 | 年 月 日 曜日 午前 時 分～ | 年 月 日 曜日 午前 時 分 | 午後 時 分 |
| 利用許可のあった施設 | | | |
| 利用中止の理由 | | | |
| ※許可年月日 | 年 月 日 | ※許可番号 | 第 号 |
| ※納付済使用料 | 円 | | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十四号様式

第十二号様式・第十三号様式(略)

第十五号様式(略)

第14号様式(第8条関係)

大分県立総合体育館利用中止届

年 月 日

殿

住 所

申請者 氏 名
 [団体にあっては、その
 名称及び代表者の氏名]
 郵便番号
 電話番号() —

年 月 日付け 第 号で許可のあった施設の利用について、下記の理由により利用を中止しますので、大分県立スポーツ施設利用規則第8条の規定により届け出ます。

記

| | | | |
|------------|------------------|-----------------|--------|
| 利用の目的 | | | |
| 利用許可期間 | 年 月 日 曜日 午前 時 分～ | 年 月 日 曜日 午前 時 分 | 午後 時 分 |
| 利用許可のあった施設 | | | |
| 利用中止の理由 | | | |
| ※許可年月日 | 年 月 日 | ※許可番号 | 第 号 |
| ※納付済使用料 | 円 | | |

注 ※印欄は、記入しないこと。

第十四号様式

第十二号様式・第十三号様式(略)

大分県立スポーツ施設利用規則の一部改正について

1 改正理由

大分県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）の体育館施設を令和2年4月1日から大分市へ移管することに伴い、規定を整備する必要があるため

2 改正内容

- (1) 「大分県立総合体育館」を「大分県立フェンシング場」に、「総合体育館」を「フェンシング場」に改める（第2条第1項の表、第3条第2項、第4条、第6条第1項、第7条、第8条、第2号様式、第5号様式、第8号様式、第11号様式及び第14号様式関係）。
- (2) 総合体育館の体育館施設の個人利用に係る規定を削る（第5条関係）。
- (3) 回数券による総合体育館のトレーニングルームの使用料に係る規定を削る（第6条第2項関係）。

3 施行期日

令和2年4月1日